

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表
する。

平成 29 年 10 月 24 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 堀 巖

平成29年度

行政監査報告書

岩倉市監査委員

第1 監査のテーマ

幼児2人同乗用自転車購入費補助金について

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の目的

本市においては、子育て家庭の経済的負担の軽減と子ども及び保護者の安全確保を図ることを目的として、幼児（6歳未満）を有する子育て家庭の幼児2人同乗用自転車購入費の一部を補助するため「岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）を定めて平成22年度から運用している。平成27年4月1日には愛知県道路交通法施行細則の改正により幼児2人同乗用自転車だけでなく3人乗りが可能になり、平成28年4月に補助金交付要綱の補助金上限額が改正され現在に至っている。

そこで、今回の行政監査は、下記の着眼点により当事業の運用状況について検証し、同補助金の交付事務についての適正な執行に資することを目的として行った。

第4 監査の着眼点

- (1) 補助金交付要綱の趣旨に従い事務が滞りなく適正に行われているか。
- (2) 補助対象となる自転車は適切に確認されているか。（第3条）
- (3) 補助金額は適正か。（第4条）
- (4) 指定店の登録事務は適切か。（第9条）
- (5) 関係書類等の調製、保管状況は適切か。
- (6) 制度利用者数の推移はどうか。

第5 監査の対象期間

平成24年度（旧制度）から平成28年度（新制度）までの5年間とする。

第6 監査の実施期間

平成29年9月20日から平成29年10月20日まで

第7 監査の方法

対象期間における関係書類の提出を求め書類審査を行った。書類だけではわからない事項など確認が必要と思われる事項については関係職員に問い合わせるとともに、事務執行の詳細については補助金交付要綱を基に、監査委員によるヒアリングを実施した。

第8 監査の結果

(1) 補助金の対象者（補助金交付要綱第2条）

当事業は、市内に住所を有し居住している、幼児を2人以上養育している者を対象としている。

住所の有無と幼児の養育数、年齢は住民基本台帳により確認されていた。

本人又は同一世帯に属する者との同時受給がなされていないことは補助金申請時に口頭で確認されているが、過去の受給者一覧表等での確認も併せて実施されたい。

(2) 補助対象となる自転車（補助金交付要綱第3条）

当事業の対象となる自転車は、一般社団法人自転車協会の制定する「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合することを証した「BAA マーク」と公益財団法人日本交通管理技術協会の発行する自転車安全点検整備済証「TS マーク」が貼付された、運転席の前後に専用の幼児用座席を装着済みの新車で、市に販売店として登録をした事業者（以下「指定店」という。）から購入したものである。

自転車が販売された後、補助金の対象者から補助金の請求・受取を委任された指定店から補助金申請書が市に提出されるが、納品された自転車の現物確認と、当該自転車への「BAA マーク」、「TS マーク」の貼付の確認を担当課はしていない。自転車安全基準に適合した自転車である証明となる「BAA マーク」と自転車安全整備士が点検整備した証明である「TS マーク」はいずれも自転車を安全・安心に利用するための制度である。市の補助金制度を利用して購入するものである以上、相応の品質と安全性の確保が必要であるとの趣旨により補助金交付要綱に規定されたと推察されるが、自転車の購入日より前の日付で補助金請求書が提出されていたり、補助金請求書の「請求日」と「購入日」は同日であるが当該車両のTSマークに記載の点検日がその後の日付になっていたケースのように、「購入日」とされる日には納品されておらず注文などの購入準備手続きだけがされていたのではないかと疑われるようなものが散見された。特に年度末から翌年度にかけての時期に購入がなされた場合は、履行確認された日が属する会計年度での補助金の支払となるため、納品日の確定は適正な会計処理のためにも重要である。補助対象となる自転車が実際に納品されているか、当該自転車に上記マークが貼付されているかの確認を確実に実施されたい。

なお、当補助金により取得した自転車の処分制限については補助金交付要綱に規定がないが、当該自転車の使用状況について、転居などのやむを得ない事情を除き、転売、名前貸しなどによる取得など不当な利用がないか、一定の期間後に確認が可能であれば検討されたい。

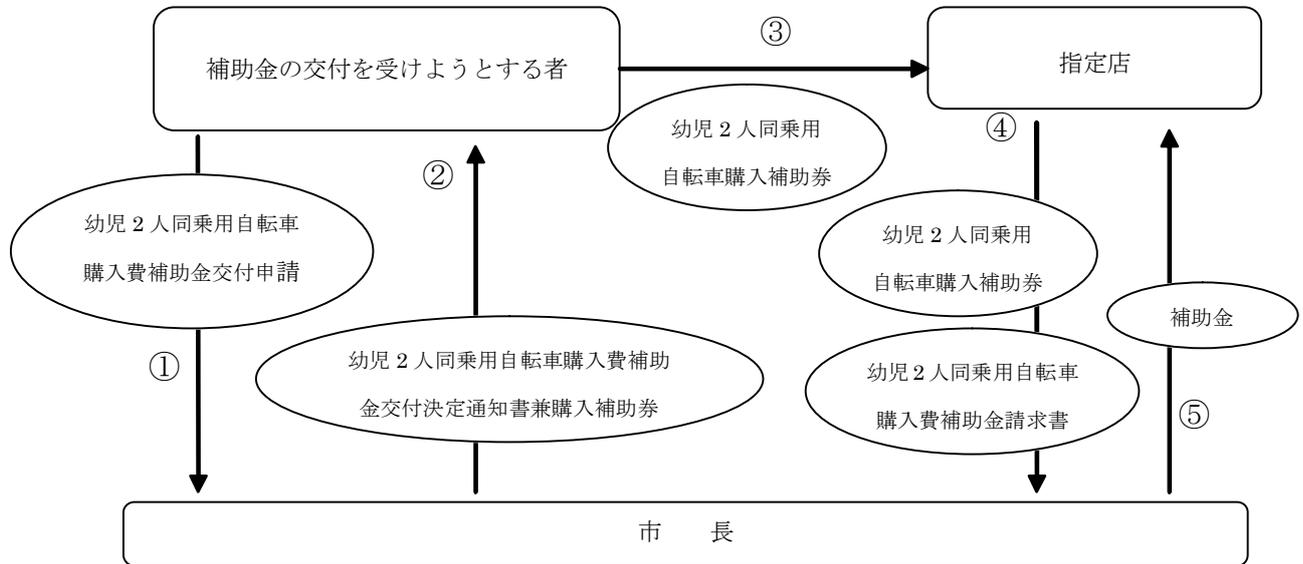
(3) 補助金の額（補助金交付要綱第4条）

補助金の額は購入費の2分の1に相当する額（100円未満切り捨て）で、限度額は平成27年度までは35,000円であったが、制度改正により平成28年4月1日に補助金交付要綱を改正し限度額は25,000円に引き下げられた。

補助金の額は適正に算出されていた。

- (4) 補助金交付申請（補助金交付要綱第5条）、補助金交付決定（補助金交付要綱第6条）、補助金の請求（補助金交付要綱第7条）

補助金の交付申請から補助金の請求、支払までの流れは次のようになる。



補助金交付申請に対し、その内容を審査し適当と認めた時には「幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付決定通知書兼購入補助券」を申請者に交付する（上記②）が、補助金交付決定の決裁を経ずに補助金交付決定通知書を申請者に交付していた。

補助金交付決定通知書は公印を押印した正式な公文書であり、発行年月日や通知書の発送日などは事務処理上の記録として決裁文書に残すべきである。審査し、決裁権者の決裁を経て初めて補助金の交付が決定されるため、意思決定のための決裁行為は適切に実施されたい。

- (5) 指定店の登録（補助金交付要綱第9条）

指定店になることができる事業者は、公益財団法人日本交通管理技術協会に登録された市内に店舗を有する自転車安全整備店で、指定店としての登録を受けようとする事業者は、幼児2人同乗用自転車販売店登録申請書（様式第3）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

公益財団法人日本交通管理技術協会に登録されている「自転車安全整備店」とは、自転車安全整備士が勤務している、TSマークを取り扱うことができる自転車店のことで、公益財団法人日本交通管理技術協会への登録申請と審査を経て初めて「自転車安全整備店」となる。なお、登録申請者は店主（代表者）であり従業員名では登録申請はできないとされている（公益財団法人日本交通管理技術協会ホームページより）。

また、「自転車安全整備士」は、公益財団法人日本交通管理技術協会が実施す

る自転車安全整備技能検定に合格した者であり、その者が勤務していないと「自転車安全整備店」とはならない。

以上のように、当事業の指定店になるには、自転車安全整備士の勤務する自転車安全整備店が市長に登録申請をする必要があるが、指定店としての登録に不備がある事業者が平成 25 年度に見られた。

当事業者（代表者 A 氏）は、事業開始時の平成 22 年 4 月 1 日に「幼児 2 人同乗用自転車販売店登録申請書（様式第 3）」を提出し、指定店として登録されていた。その後、代表者が B 氏に交代したが、B 氏は自転車安全整備士ではないため、届出により平成 25 年 5 月 12 日に公益財団法人日本交通管理技術協会の自転車安全整備店としては抹消されている。B 氏は平成 25 年 10 月 1 日に自転車安全整備士の資格を取得し、平成 25 年 12 月 11 日に申請により B 氏を代表者とする販売店を自転車安全整備店として公益財団法人日本交通管理技術協会に登録した。その後、市長に対し「幼児 2 人同乗用自転車販売店登録申請書（様式第 3）」を提出して平成 25 年 12 月 18 日に正式に「指定店」として登録された。

しかし、当事業者は、指定店として登録されるより前の平成 25 年 6 月 10 日に、市長に対し「幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金請求書」を提出して補助金の請求をしている（請求金額 35,000 円×2 件：発行番号 No. 2、7）。その際、請求者である指定店（ゴム印）の代表者名を抹消線で A 氏から B 氏に訂正している。また、会計管理者に対しては、同日付で財務会計システムに登録している同事業者の債権者登録の代表者名を A 氏から B 氏に変更する申請書が提出されている。

債権者登録の変更により債権者の情報を変えたところで指定店として正式に登録変更されているわけではなく、この段階では補助金を支出するために会計上必要な事務的変更をしたに過ぎない。当該事業者はその時点では B 氏を代表者とする適正な指定店登録をした事業者と言えず、補助金の請求・受領の委任が受けられる要件を満たしていない。

同様に平成 25 年 6 月 25 日にも 2 件（発行番号 No. 4：請求金額 32,900 円、No. 12：請求金額 35,000 円）の請求があり、会計管理者に対しても同日付で今回は登録口座情報の変更申請書が提出されている。その後は請求書の指定店名は訂正されたものでなく B 氏名義（ゴム印）になったものの、B 氏を代表者とする正式な指定店登録がされる平成 25 年 12 月 18 日までの間にさらに 2 件（発行番号 No. 21：平成 25 年 8 月 11 日付け請求金額 35,000 円、No. 24：平成 25 年 9 月 27 日付け請求金額 35,000 円）の請求があった。

また、平成 25 年 12 月 19 日付けであった 2 件の請求（発行番号 No. 33：請求金額 34,200 円、No. 37：請求金額 27,400 円）は指定店登録後になされているが、販売時においては指定店登録がされていない（No. 33：販売日 H25. 10. 27、No. 37：販売日 H25. 11. 3）ため、補助金交付要綱第 3 条に定める補助対象となる自転車に該当しない。

当事業における補助金の受給対象者は自転車の購入者であるが、その請求・受領については補助金交付申請書において指定店に委任されている。以上の 8

件の補助金請求については、指定店としての要件を欠いた事業者に対する支出であり、補助金交付要綱第8条の規定の趣旨を準用し、当該事業者に対して、交付した補助金の全部若しくは一部の返還などの対応について検討されたい。

(6) 関係書類等の保管状況等

必要な決裁又は供覧行為がなされていない事務が、(4)で指摘したもの以外でも散見された。

平成25年度の後半までは、指定店登録申請書を受け付けた際、受付印を申請書に押印するのみで、登録することに対する決裁を得ていなかった。平成26年2月以降に受け付けた「幼児2人同乗用自転車販売店登録申請書(様式第3)」は受付印を押印し、指定店登録をすることに対し決裁を得るように改善されたが、意思決定と伝達、供覧は職員間の情報共有という意味においても大変重要であるため、今後も適切な処理をされたい。

また、指定店の登録の廃止、変更についてはその届出に必要な様式も含めて補助金交付要綱に規定がされていないので手続方法と共に整備をお願いする。なお、現在使用している登録変更届においては、変更事項の記載において、自転車安全整備士番号の未記載などの不備があったので、様式については必要項目を網羅するものを検討されたい。

さらに、補助金交付要綱では、指定店登録の際に自転車安全整備士番号の確認のために必要な「自転車安全整備士之証」の写しと公益財団法人日本交通管理技術協会に登録されていることを証する文書を登録申請書に添付することを義務付けてはいないが、それらの提出を求めて指定店の資格があるか確認し整理して保管することが望ましい。自転車安全整備士の変更があった場合も同様である。

(7) 制度改正による利用者数の推移

平成27年4月1日に愛知県道路交通法施行細則が改正され、幼児2人同乗用自転車でなくても4歳未満であれば背負いにより3人乗りが可能になった。

また、平成28年4月1日からは本市の補助金交付要綱が改正され、補助金の額の上限額は35,000円から25,000円になった。

旧制度の平成24年度から新制度になった平成28年度までの当事業の利用者数の推移は以下のとおりである。

年度	利用者数(人)	補助金上限額(円)
24	42	35,000
25	42	35,000
26	44	35,000
27	45	35,000
28	16	25,000

規制緩和と補助金の額の改定により、幼児 2 人同乗用自転車の購入を選択する人が減少したとみられる。

(8) その他

補助金交付要綱第 3 条等に記載のある団体「社団法人自転車協会」は平成 24 年 4 月に一般社団法人へ、「財団法人日本交通管理技術協会」は平成 23 年 4 月に公益財団法人に移行している。平成 28 年度の補助金額の改定時に確認し改正すべきであったが対応されていないので早急に改正されたい。

第 9 むすび

幼児 2 人同乗用自転車購入費の補助制度は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び子どもと保護者の安全の確保を図ることを目的として、平成 22 年度から運用されている。この監査では当事業の運用状況や補助金の交付事務について適正に運用されているかを検証したが、前述のとおり改善、検討、対応を要する事案が見受けられた。

特に、指定店の代表者の変更に伴う登録手続において不備があり、結果として補助金交付要綱第 9 条に規定する指定店の登録がされていない事業者に補助金を支出した事案の背景には、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「公益上必要がある場合」に限り認められる行為である「補助金」に対する認識の甘さが、事業者、担当課共にあったのではないかと推察される。当事業者が指定店登録される前に販売した自転車の TS マークの発行を証する販売店の控えを確認したが、「TS マーク貼付自転車安全整備店」「自転車安全整備士番号」の各欄にはそれぞれ他店名及び他店の自転車整備士番号の記載があった。他店の自転車整備士の整備による商品販売したのは、自店に自転車整備士がいない状況であったことを事業者が認識していたからであると推察される。販売した自転車自体の安全性は正規の自転車整備士の整備により保証されているが、当該自転車は「指定店」が販売したものとはならない。また、担当課の事務も、指定店の資格がなくなった事業者を市のホームページから削除する時期が遅れるなど事実に対して後追いで、適時の確認や事業者への指導などがなされていなかった。さらに、この事案が発生した後は、運用上、任意の文書様式を作成して指定店登録の変更等をしてきたが、必要な補助金交付要綱の改正は現在までされていない。問題発生時の原因の分析と検証、その結果に基づく十分な再発防止策がとられたとは言い難い状況である。他にも、公印の押印が必要な公文書を決裁行為をせずに発行する事務（第 8（4）参照）や、必要な決裁又は供覧行為がなされていない事務（同（6）参照）が見られたが、いずれも執行機関の意思を決定し、それを伝達、内部共有するために欠かさない事務である。今一度その重要性を確認されたい。

補助金制度は市民から徴収された税金などの貴重な財源を元に運用されるものであるため、公正かつ効率的に執行することが求められる。そのために制定された補助金交付要綱というルールに厳格に従い適切な運用をするように努められたい。